

K120.1

61.4

6

稻垣千穎編述

高等科
生徒用

小日本脩身書

東京 成美堂發兌

小日本脩身書卷六

稻垣千穎編述

尊王

皇恩の優渥あるは今さら仕事があらば、外國小
ては、強暴なる者、時に干戈を起して王命不抗し、
人民糧食つゝみて、山林小遁げ隠るゝことふき
ふあらざれども、我の國ハ、開闢のもとめより、
皇統連綿として、君民は大分固く定り、皇運も、天
地と共に長く榮え、皇威は、日月と同ぐく高く輝
きて、人民安穩に太平を樂めり、其の洪恩仰ぎて

稻垣千穎編述

高等科
生徒用

小日本脩身書

東京 成美堂發兌

小日本脩身書卷六

稻垣千穎編述

尊王

皇恩の優渥あるは今さら仕事小あらば、外國小
ては、強暴なる者時に干戈を起して王命小抗し、
人民糧食つゝみて、山林小遁げ隠るゝことふき
亦あらざれども、我ガ國ハ開闢のもとより、
皇統連綿として、君民ハ大分固く定り、皇運も、天
地と共に長く榮え、皇威は、日月と同ぐ高く輝
きて、人民安穏に太平を樂めり、其の洪恩仰ぎて

忘る可らば、

松平定信、嘗て相模國の
海岸を巡回せし時、富士
山白雪冠戴きて、高く碧
空ふ聳え、眺望絶勝なり
けきぞ、近侍の者ども、彼
はと品評して、およそ世
上の高大なる者恐らく
も富士ふ超ゆるゝあら
ト、など云ひけるに、定信



微笑して、

彌高き、君が恵にくらぶれど、

ちりひぢふきや、雪む富士の根、

と口吟一けきぞ、近侍の者ども、其の尊王之心乃
厚きふ感じけり、又定信職を辭せし時、

かくてしも、忘をぬ者は、そのかみれ、

御も一花ふ、高どのゝ月、

と詠じけり、皇恩を仰ぎ奉ること、何人も斯く
あるべきなり、

一衣一食、唯國恩ノ大ナルヲ知ルべシ、

尊王

臣民たるものも、君上の我を遇し給ふこと、其の道ふ當らせられずと雖、是故以て、君上は御過失ありと思ひ奉らば、只其の身の及ざる故責もべきことは、既ふこれを學びたり、然りと雖、萬一、君上に御過失あらんふも、忠誠の心故以て、こきを諫めたてまつりて、聖徳を補ひ奉るべきは、是臣民たる者比道あり、而して其の諫を奉るふも、殊ふ恭敬の心を盡して、言辭を鄭重にをべし、そく君上、我が諫を聽納したまそばして、

かへりて我を遠け給ふことありとも、我をまほます臣民たる道を盡して、忠節の心を失ふべからば、

雄略天皇葛城山に御獵し給ひし時、いと猛き野猪、突然と馳來りて、天皇の御前近く逼りたり、天皇、左右ふ侍せし舍人を顧みて、あき討取れと命じ給ふに、舍人其の勢ふ怖れて逡巡せり、

天皇御武勇人ふ絶れてましましけど、乃ち直小進み、一蹴して彼を斃し、遂に踏殺し給ひき、かくて御獵終りと後、天皇舍人を罪せんとし給

ひーに、皇后これを諫めて、獸の故を以て人を
罰し給ふハ然る可らばと宣ひけど、天皇喜
びたまひて、今日ハ獵ハ、獵者ハ禽を獲て、朕も善
言哉獲たり、樂しき所と宣ひて、遂に舍人を免
め給ひけり、大御心の程、ハと有難くなん、

君子ノ君ニ事フルヤ、務テ其ノ君ヲ引キテ以
テ道ニ當ツ、

慕親

元祿の頃、常陸國那珂郡村松村に、次兵衛といふ

者あり、父を瀬兵衛と云ひて、年七十餘れり、次
兵衛之小事へて孝道を盡一けるが、或る年急に
病みて死一けり、親戚相集りて葬らんとぞるが、
次兵衛泣き悲み、遺體小取付きて離さず、親戚こ
れを説諭して、強ひて棺小納れけるに、暫くあり
て、次兵衛衆に向ひ、父蘇せり、棺中不呼吸の聲あ
りとひて、急に棺を開けり、折ふ一徳川光圀卿
こゝが過ぎけるが、蘇生の者ありと聞き、侍醫を
遣して之を診せしむるに、藥療功を奏して、瀬兵
衛竟小蘇生一き、次兵衛躍り上りて打喜び、侍醫

の前ふ合掌して、喜極りて又泣きけり、侍醫歸りて、事のよ一城卿ふ告げられむ。卿大ふ次兵衛の孝を賞し、自ら其の家を訪ひて、黄金一包を與へらきけり。

父母小孝を盡すハ、我が身年長ドたりとも、決して怠らば、歳月の進むに隨ひて、益孝道を勉むべし。嘗て我を抱き給ひし父母の手腕も、今をかへりて我ゲ壯健ある手腕の助を要し、さきふ我を看護し給ひし父母の心意は、今ハかへりて我が扶助を待つふ至きり、いうで之をぞ撫養せざる

づき、一たび失ひて、再び得難きものは父母あり、豈之を愛慕せざる可けんや。

大孝ハ身ヲ終ルマデ父母ヲ慕フ

祭祀

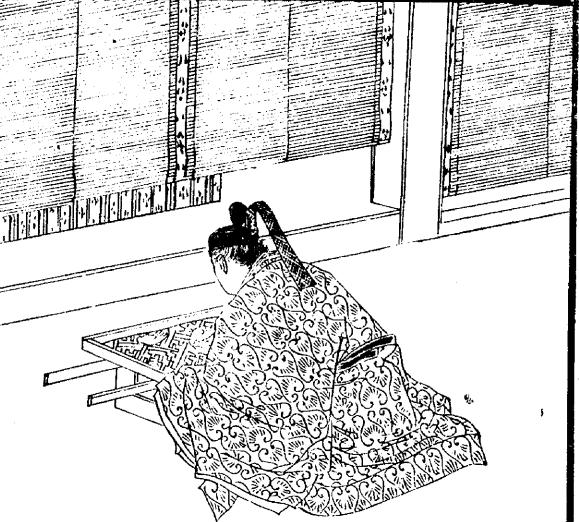
夫モ孝道ハ、父母存生の間、よく之小事ふる比ス。ならば、父母世を去りて後も、終始慎みて葬を厚くし、遠きを追ひて時節の祭祀を急る可らば、我づ身を終るまで、父母を思慕してあそらくも忘るまじきことあり、又我づ身體と、父母の遺物

なれど、我一生涯、身残慎み行を正しくして、我が身を辱めず、父母の名を汚さば、且攝生を守りて、長く父母の祭祀を行ふこと残心懸くべし。

高倉天皇ハ、仁慈にして民を惠ませ給ひ、又よく孝順にましましけり、嘗て御生母 建春門院の崩御へ給ひし時も、こき残慕をせたまふこと、一切ふして、供御御寢をさへ廢し給ふほどあり。が、御悲歎の中に月日移りて、御喪服を脱がせ給もん時となりしかば、侍臣藤原泰通謹みて御衣残進め奉りけるふ、天皇御衣を更むるに忍

び給らず、建春門院の御事残宣ひ出させられて、又も御涙に咽び給ひけりば、泰通も大御心残推量り奉りて、兎角比御答を申すこと能はず、どもに直衣の袖を惹ぼりけるとぞ、

生ニ事フルニ愛敬ニ、



死ニ事フルニ哀戚ス、

養姑

杵築藩士山本安兵衛の妻リエハ、貞節守りて
よく姑に仕へ、婦人なり、リエ、安兵衛小嫁せし
後、數年あらばして、安兵衛死しけきバ、他姓の子
残養ひて家を嗣がせしに、其の子放蕩無賴みて、
竟に家産残傾けて亡命しけり、此の時、姑泣く泣
くりエふ向ひて、我ダ家の不幸こゝに及びぬ、又
いゝにともゝがたし、我そ故郷小歸りて親戚に

よらん、御身ハ何人ふも再醮して、一期の幸榮謀
謀られよどひけきバ、リエは落つる涙を拭ひ
もありづ、尊姑老い給ひたれど、之を介抱をるは、
亡夫小代きる妾の務あり、さきば、尊姑お往き給
ふ所よハ、何處ふも隨ひ往きて、孝道残盡侍る
べし、と答へて、姑の好む地に移り住み、薪水の勞
役取りて、三十年残一日の如く、懇よ養ひけり、藩
主聞きて大不感賞し、リエを召して、其の夫人に
仕へ一めんとけるふ、リエハ、老姑堂ふ在り、之
に別る、ふ忍びずとて、固辭しけきバ、藩主をは

トメ、聞く者、皆其の孝貞に感激して、涙を落すものさへありけり。

舅姑ハ父母不同ド、父母ハ事ふる心を以て、是に事ふ可シ、父母を重んドテ、舅姑を輕んべづらズ、殊ニ夫蚤世モることもあらバ、妻たるものは、これふ代りて其の孝養が急ラバ、偏フ舅姑の心を安慰をべきなり、

孝ハ子婦ノ高キ行ナリ、

内助

人の妻たるものは、柔順ハ一ト夫を敬ふのみからば、又よく夫を助けて、其の事業が成さ一むべし、夫モし不義ハ所行あらバ、色を和げ聲を柔かふして、徐にこれを戒諫む可シ、夫こき戒聽き納れどとも、聲色を烈しくして、抵抗す可ラバ、

源賴朝卿、伊豆に兵を起一時、土肥實平、事ハ成否城危みて、卿ハ屬せざりけるが、其の妻、源氏小從ふれ正義あること戒説き勧めけきバ、實平心を決一て、卿の軍門に馳せ参りけり、然るに、卿、石橋山の戦ハ打負けて、實平等とともに、杉山ハ隠



きけるが、糧食竭きて殆
に伺ひ知りて、其の家士
を僧侶の如く小裝もし
め、簣中に飯を盛り、闇伽
桶小酒を盈てゝ、忍び忍
びに送りければ、卿等飢
餓を免きて、杉山城逃る
ること成得たり、妻又竊
に實平小書を送りて、三

浦の一族、安房下總れ地方に落り下りしこと城告
げ知らせけきば、卿は安房上總ふ押渡り、こゝふ
て大軍を驅り催し、關東諸國を打靡けて、竟に勢
威を海内ふ振ひけり。

婦人ハ男子、絶好ノ謀議者ナリ、

友愛

兄弟ハ、いのかる事ありとも、其の骨肉は親みを
薄くもべきふあらば、然るに、世人やゝもそれば、

父母の遺財を争ひて相闘ぎ、妻と妻との不和がありて、相疎んざるものあり、歎息すべきなり、又たとひ義兄弟たりとも、父母を同ドき子として養ひ給ひ一ことなれど、眞の兄弟社如くに相交るべし、これ人の子たるものゝ務なり、

筑前國志摩郡邊田村ふ、惣太郎清次郎といふ兄弟あり、父の時より鍛冶を業とし、田畠をも持傳へ、數多奴婢を使ひて、ハと富裕ふ世族送れり、父死小臨む時、兄弟枕頭小召びて、我世を去りし後も、汝等同心戮力して、家業守り、貢賦を怠

らば、親戚及隣人ふ罵く交り、奴婢ふどとも、憐哉深くして召使ふ可し、と懇ふ教訓を遺一けりが、幾程ふく母も病小臥して、其の終らんとにふるふ臨み、汝等父君の遺訓を忘ることふうれ、と言ひ遺一けり、さきバ兄弟は、父母の遺訓骨に染みて、兄モ十九、弟ハ十六の少年あれども、一意小家業に勉強して、家聲を墜さざりけり、其の後、互よ妻を迎へて、家分成分ちけきども、田畠を始め、家財什具ふ至るまで、各所有を定め、心成同ドくして貢賦を納め、親戚ふ睦み、隣人朋友に親み、貧窮

の人あもぞ、ともに力戦合せてこれを救助一けり、

纖毫ノ利ヲ以テ骨肉ノ情ヲ傷フコト勿レ、

誠信

朋友の交に、貴賤の差別、情義比親疎等、さまざまある可しと雖、到底皆誠信を本とせざるハなし、花の下に三春を契り、月既前ふ一夜を語りし友だふも、忘れ難く思出らるゝものふる哉、久しき友にて信なくば、是眞の朋友ふあらば、眞の朋

友も、兄弟也如く、互に睦ましく扶助をべきあり、人の心い、水乃器ふ隨ひて、器角ふきば角となり、圓けきば圓くなるが如く、其の朋友ふ隨ひて、己の品性ふ、善惡邪正也等を異にする、即善人と交れど、日々に善言哉聞き、善事を見習ひて、己も善人とあり、惡人と交きば、之に反して、己も惡人とふる、故不其の交るを止めふ當りて、よく彼の品残撰まじもあるべからず、但既に相交りて後、小彼の不義を覺らむ、まづ懇切に諫めて、善道に導くべし、モ一尚改めばぞ、斷然其の交を絶つ可し、

されど、己も亦朋友の規諫に隨ふ可し、忠言ハ必
耳小逆ふものなれど、よく己を虚しくして、其の
議論を聞らばある可らず、

斯くして相交り朋友をらを、艱難を救ひ、勞苦
を助けて、得喪利害のために、其の誠信の心を薄
くそべうらず、

朋友ハ賴モシゲアリテ、難アレバ相助ケ、患ア
レバ相救フベシ、

信義

豊太閤征韓の役、明、大軍を興して、朝鮮を救ひけ
きば、浮田秀家城をドメ、本朝の諸將、都城小引籠
れるに、清正獨進みて、行程數日城隔つる地に在
りけり、既小一て都城糧食盡きかんとせらば、
諸將相議して、釜山城に退かんといふよ、加藤光
泰獨肯ぜをして、今清正遠く進みて敵と戦ふに、
人々都城残去りて食小就うば、是清正を敵ふ委
るなり、朋友城敵に委して此の城を去るは、男子
の事にあらば、且大日本國の耻辱なり、といひけ
きぞ、諸將相顧みて、足下の言是ふり、然れども糧

食の盡くるをいのんせんといふ、光泰奮然として、糧竭きふ砂を食そんのみ、人々砂を喰ふ法哉知らずば、我之残教ふべし、我ハたとひ一人ふりとも、此の城を守りて、清正と生死を同ぐくせん、彼を敵ふ委して、耻を外國に曝さんこと、我が忍びざる所なりと云ひ放ち、席残蹴て立ち去らんとそる折ふし、清正も又糧食續がざるが故ふ、已むことを得ずして都城ふ退き、既ニ城外三里ぞうり計地に在り、と告げ來りけり、光泰席に座し、諸將も稍安堵の思をあけり、光泰の如き

そのも、利害得喪ふよりて、節操を失はず、よく朋友比信義残盡し、且日本男子の本分を發揚せしものと謂ふべきなり、

仁者ハ盛衰ヲ以テ節ヲ改メズ、義者ハ存亡ヲ以テ心ヲ易ヘズ、

禮儀

禮儀ハ人の品性を表るものなり、禮儀正一からざれど富貴比人も貧賤の如くふ見え、禮儀正一けきば、貧賤の人も富貴比如くに見ゆるなり、

然きバ、人を進退坐作の小事までふも、意を用ひて、禮儀を守らざばあるべうらば、且人ふ交るに、禮儀厚けをむ、人と我との間、和ぎ親むべけをども、無禮なれば、互に侮りて、喧嘩口論戦起すことあり、禮儀とは、言行ともに恭しくよく其の分守りて、謙遜ふるを言ふなり。

北條泰時も、鎌倉の執權ふ一て、賢明の譽高く、當時其の威勢肩を比ぶる者ふありき、然るふ頼朝卿は、墳墓に詣づる時も、毎小壇下に跪坐して、恭しく拜禮し、曾て階段を上りることなし、人々怪み

て、其の故を問ひけきバ、泰時容を正一て、卿の世小おはせ／＼日ひ、泰時未殿ふ上りて、諸老と座を同ドくすること或許されざりき、ぞきば卿の薨後ふも、此の儀式を守りて、斯の如く拜禮をるふり、と答へけり、泰時此の心狀以て諸將士を遇し、



親疎に論ふく、禮讓を失そざりけをば、海内翕然
とて其の徳ふ懷き、竟に北條氏九代の間、鎌倉
比執權とて、威權威震ふ基を成一けり、禮讓の
徳、豈偉大あらばや、

徳ハ、遜讓ヨリ美ナルハナシ

儉素

賢き人も、其の分限ふ應じて、儉約を守るが故ふ、
窮乏ふ迫ることなくして、交誼禮讓自ら厚し、愚
なる人ハ、分限を守らば一て、奢侈に耽ること多

し、是故以て財用乏しくして、家計足らば、ために
廉耻を破り、契約を缺き、日々ふ輕薄よ流きて、遂
に世人ふ疎斥せらるゝにいたる、慎むべきあり、
後三條天皇ハ、勤儉の大御心厚くまゝおしけり、
常ふ執らせ給ふ御扇へ、檜の柄ふ藍色の紙を張
りたる弦用ひ、青魚は頭を炙り、胡椒を塗りたる
弦、御膳ふ進めさせ給へり、又當時も、奢侈の風、朝
野ふ盛んにして、上は公卿より、下は庶民ふ至る
まで、衣服調度に華美を競ひ、甚しきハ、乗車ふ金
銀の粧飾施せるさへあつけきば、天皇是を

矯正せむやと思召しけるふ、八幡へ行幸ありし
路ふて、歎簿を拜し奉るゝ中に、金飾した
る車ありけりば、特ふ御輦禁止せさせて、盡くこ
きを除き取らしめ給ひけり、畏き御あたりすら、
儉素伐尚ひて、奢侈を惡ませ給ひしこと斯の如
く、臣民たるものハ、假ふも勤儉之心を弛ふべ
らば、

儉約ヲ主張シテ、奢侈ヲ戒ムベシ、

勉學

圓山應舉ハ、畫道ふ深く心を用ひて、善畫の譽高
き人なり、思へらく、寫生も、實物ふ就きて蘊奥を
極むるに如うべと、是ふ於て、毎日祇園社ふ詣り、
群鷄の遊ぶ所見て、獨心よ學びけり、斯くて數月
既後、豁然として會得する所ありけりば、鷄を畫
きて社殿ふ納めけるに、筆意巧妙ふ一て、呱々鳴
かんとす、應舉門人ふ命トて、此の畫計批評を聞
かしめしに、見るその皆賞歎をるのみあるに、一
老人ありて、此の畫ふ草稿描りざりし、絶妙ふ

りといふ、門人歸りてこれを告げられば、應舉酒肴を携へ、此の老人の家を尋ねて、足下いのあれを、彼の畫に、草を描かざり一錢賞し給ふやと問ふよ、僕多年鶏を飼へるを以て、其の羽毛の、四時に色を變じる城知きり、彼の畫鶏ハ、冬季紅羽色ふきど、草を描うざること理ふ適へり、これ僕の賞せしゆゑ無ありとへり、應舉深く其の言に感じて、いよいよ實物に就きて勉勵し、遂よ寫生畫の大家とはなれり。

學藝を研究する人ハ、常に我グ知の暗く、我グ徳

の進まざる哉憂ふべし、高慢ふへて己を許せば、知を啟き、善に進む基あくして、終す愚人となり果つべし、古の君子ハ、聰明睿知ふきども、尚自ら愚なりとへたりき、我等いさゝかの智慮才能小誇るハ、誠ふ愚ふる事と謂ふべきなり、

業ハ、勉ムルニ精シ、

戒慎

戒慎と、事に過誤をからむるよりなり、人を一これを守らば、災禍ふく、疾病なくして、生命長久

ふるべく、これを守らざきを、災禍來り、疾病生じて、貧窮短命あるべし、されば安樂なる時ふても、必戒慎を怠るべからず、古人も、禍と福といへ慎むと慎まさるとにあり、といへり、

征韓の役、加藤清正全州不在りて、太閤の命不應じて歸朝をる途次、戸田高政の守れる城下を過ぐるに、高政も清正と親しき友ふきを、これを城中ふ迎入けり、當時を四方十里ふ敵をかりければ、人皆安樂の思をなつるに、清正の士卒ハ、皆甲冑戎被て簞食を負ひ、旗を建て矢炮を擧へ、

清正も重鎧を貫き、長帽戎被り、高き馬印を負ひて、威風盛ふ出來たり、高政之を見て驚きけるが、清正客殿に上らんとして、まづ腰ふ付けたる袋子戎投げ入るゝ、其の内ふも米三升ぢうりと、味噌と銀錢三百文と戎盛りたり、高政益驚きて、



今と近所に敵軍ふきに、いかなれど斯の如きぞ
と問ひけきば、物は大事と心得たるぞよき。我も
身は安逸哉欲せざるふをあらざれども、斯くて
士卒懈怠をることあらん。萬一緩急あらん時、
懈りて事を誤らば、今までの武功ハ、虚名に屬し
ぬべし。我是を思ふぐゆゑふ、其の身乃辛勞哉辭
せざるなり、といひけり。

安クシテ危キヲ忘レズ、存シテ亡ヲ忘レズ、

改過

人孰か過まつらん、故に常小我アタマ身カラ省みて、過
を知るべし。既ふ之を知らば、改むるふ憚ること
あるべし。いたづらに往事悔ゆるは益なし。
今後を慎むべきなり。過ミテ知りて改めざるハ、知
らばして過ぎるよりも、其の罪重し。

豊後國芝崎村の土谷總藏ハ、子弟め放蕩無賴小
じと、鄉人忌み嫌きシカが、一日、佛徒の説教を聽
聞し、大ふ往事悔いて、前非を贖そんこと務
めけり、其の家油賣を業としけきば、日々油を擔
ひて近村を奔走し、商業小勉勵をるのみあらば、

其の言行篤實ふ一て、前日の總藏に似ざりけり。人々怪むまでに感賞せり、或る日、總藏路傍に油槽を下して、他人と談話せり折ふし、薪を負つる牛來りて、其の油槽を破りて、油數升を覆しけるに、牛飼これを謝せば、直ふ遁去らんとしけるを、總藏懇ふ其の不注意誠諭ものみゆて、すこしも怒り罵ることはせざりけり。又ある時、途上小そ貨幣若干を拾ひ取りしに、自ら其の遺主を搜索して、これ戻返しけり。彼かくのごとく過を改めけきば、一家輯睦して家業漸く榮え、郷人も又

其の前過を言ふりのふく、只管賞歎をるに至り
くといへり。

善ヲ見テハ遷リ、過アレバ改ム、

仁愛

徳川家康公或る時横田甚右衛門を召して、武田信玄の事とも物語らせて聞うれけり。甚右衛門も、もと信玄小仕へーきのなり、公、武田家ふて鐵炮不用ふる火繩ハ、いかふ一て製をるやと問をきけれど、梯の誰ふ石灰戻加へて、深めたる火を

と戦用ひ侍り、斯くそれを數年を経るも、其の用に堪ふるそのありといふ。又、武田家ふて矢鎧をゆるく挿むハ、何故なりや、と問まれしに、敵の體内ふ、鎧は遺留せんが爲ありと答へけりバ、武士の軍陣ふ臨むハ、皆其の主人は爲ふるなり、敵を射て之を斃さば、我ガ軍勝利を得べし。されど此きのみみて満足すべきに、長く人を苦惱せしむるも不仁なり、武士たる者ハ、必これを諒むべし、といもきけれど、甚右衛門をもトメ、一座の人々皆落涙して感ト合ひけり、

人も、常に仁愛殘心ふ保ちて、人を憐む可し、孩兒の誤りて井に墜ち入らんとする残見る時、何人か走りて之を救そざらん、此の心、實に仁愛の發端なり、よく之を推して、況く衆ふ及さば、必斯の道を盡にこと残得べし、たとひ讐敵ふても、我ふく之を憐まば、遂ふは怨恨の心を去りて、我小服從をるに至るそのなり、

仁者ハ敵ナシ、

宏量

上杉謙信の家士に、岑澤某といふものあり、嘗て過失より放逐せられて、越中は椎名氏小仕へけり。其の後、謙信越中に軍隊出して、椎名氏を攻むる時、岑澤深叢は中ふ匿れ、銃を以て謙信を狙撃せんとけるが、昔日の恩義を追想して、發



射るに忍びず、銃を投棄て、泣き居たり、謙信これを見出して、めづらーや岑澤、恙なきかといふ、岑澤心益動きて、今を忍ぶるに忍びらきば、深叢の裡ふ匍匐ハラハラして、其の實戦以てこれふ告げ、且曰、偶、仁智の名將に遭遇ハラハラ、己の過失ふりて之に背き、今又此の非義戦遂げんとせり、其の罪萬死も足れりとせば、速ふ首を刎ね給へとへふ、謙信大に笑ひて、我を指して仁智の名將と稱するハ過當ふり、只疾く歸りて椎名ふ忠勤すべーとて、又其の他を問ひざりけをば、岑澤感涙

に咽びて越後小歸り、農夫となりて一生終へけり、

人我ふ對一て無道をせば、是横逆の人ふあらざきば、狂愚の人なり、我これを堪忍一たりとて、何の耻辱かあらん、只心哉廣くして恕すべきあり、少年れ人、斯のこときことに遇ひて、度量を研ぎ、氣質哉高むべき機會ありと思ひて、よくよく堪忍の工案哉運す可し、

容ル、コト能ハザル所ヲ容レヨ、

公益

天文慶長の頃、京都小角倉了以といふ者もありけり、此の人天性工技ふ巧ふ一て、常ふ公衆のために、便益を與へんこと謀りけり、嘗て大堰川を溯りて、丹波國保津小到りしに、此の川湍、石多く一て、纔ふ筏のみを通ぞれども、こき残浚へふむ、よく舟楫を通ずべきことを量知りて、大堰川浚鑿れ事哉幕府に請ひて、許可を受け、大石残碎き、小石を除き、河廣く水淺き所ハ、石を疊みて之を深くし、又瀑などあきバ、上を穿ちて之を平に

をるふど、經營勞苦すること數月にして、竟小其の功となしけりば、是より舟運大に開けて、民皆其の利を頼れり。又駿河の富士川、遠江の天龍川等をも浚へて、大に公益を成し、其の後又、高瀬川が開きて、京都の市中に運漕の便を與へしきば、朝野舉りて其功を賞せり。

人と生きて、その、皇上の御爲、父母のため、些少の功をもたてず、又國家の公益をも謀らずして、いたづらに飽食暖衣して、天地の物を耗費する者、禽獸草木は、民用救助くるふも如うざるなり、

人ノ最能ク禍難ヲ忍ビ受クルモノハ、最能ク
功業ヲ成ス、

遵法

松平定信閣老たり、一時、伊豆安房の海岸を巡覽して、根府川の關ふさへかり、笠を戴けるまゝ徒步して、關門にいらんとしけりば、關吏の一人

走り出で、定信の從者に向ひ、笠を戴きて關門を過ぐるゝに國法ふ背けり、足下これを閣老ふ告げ給へといふ、從士聞きて、いさゝか快よからずハ思ひ、うども、其の言を以て定信よ告げあるふ、定信大ふ驚き、是我が過なりとて、直ニ笠哉脱ぎて過ぎ行きぬ、さて、其の夜、小田原驛ふ宿りける時、領主大久保家の老職に向ひて、根府川關ふてありし事哉語り、彼乃關吏也、忠正なる者なり、足下我ふ代りて彼ふ謝せよとひしとあり、幕府の時、閣老ハ權勢比ふき職より、定信其の職にありあづら、一小吏の言哉恐れ一も、よく國法を遵守せしものと謂ふべきなり、

國の憲法法律ハ、皆我等人民の便益を謀りて、設けられたるゝのふれぞ、こきを遵守せざばある可らざることは、已ふ之を學びたり、然きども、表面の虚飾としてこれ残守る可らば、宜しく誠心誠意に遵奉をべきあり、世ふを動もすれば、人事ハ頻繁なり、いので一々法律を拘守すべき、とひふとのあり、心得違と謂ふべし、人事頻繁なれば、益國法を遵奉するに必要あり、是其の頻繁に隨

ひて、過誤多く生じ、竟に國家人民の安寧を害するに至ることもあきばなり、誤解そぞららば、

國家ノ法令ハ、謹テ之ヲ守リ、敢テ犯スコト勿レ、

勇氣

兵役小服をるハ、國民の義務なり、さきば、我々身奮ひて之に服すべきハ、言ふまでもなく、軍人哉で、敬愛の心を盡して、待遇をべきなり、昔時の士人ハ、軍陣小臨む哉以て、こよなき名譽とし、競ひて其の役に服せしもれある小、今世の國民も、動

もそれぞ、此の名譽ある義務を免うきんこと哉謀る、何ぞ昔人に比して怯懦ふるや、須らく義勇の心哉養成をべし、

徳川頼宣卿は、初め頼將と稱して、家康公の第十子なり、大阪の戦起りし時、年十四歳ふにて、公に隨ひて軍陣小臨みし

が、其の未着陣せざるに當りて、先陣ふ戰始りければ急ぎ馳往きしに、事已ふ果てけを、公の陣營に參りて、賴將先陣を承らざりし故ふ。今日比戰爭に遇そば、返す返にも口惜しくこそ、といひて涙ふ咽びけをば、松平正綱傍より進み出でて、君そ未少年にあらせば、かゝる事ふハ幾度も遇とせ給はんぞらん、さのみ恨み給ふことうは、と慰めけるふ。卿忽氣色残損トて、賴將十四歳は時の、再來べきうはといふ、公聞きて、世ふも嬉しげふ。今日賴將が如何ある戦ひーたらんより、唯今

ハ一言こそ高名ふれとて、大ふ賞せらきけれど、列座の將校、皆舌残振ひけり、昔時士人の勇氣斯の如し、今日乃國人奮發せざる可けんや、

士ハ以テ剛毅ナラズバアル可ラズ、任重クシ
テ道遠シ、

愛國

我ガ大日本國ハ、亞細亞洲の東端に儼立せる帝國なり、風氣の溫和ふる、地味ハ肥沃なる、之を世界萬國ふ求むるに、其の比類なし、ことに、天祖

天照太神、皇孫瓊瓊杵尊此の國下降り給ひ
一時、豊葦原瑞穂國は長く我子孫は王たるべ
き地なり、皇孫よろしく就きて治めたまふべし。
寶祚の隆盛あらんこと、天地とともに疆なるる
べし、と宣せ給ひ一が如く、開闢の初より、皇威國
運、いや榮えに榮えて、未一たびも、外國の侮を受
けへることなし、斯る貴くめでたき國下生きたる
ものも、常小忠君愛國の志氣残保ちて、皇威と國
光と残、發揚せんことを務むべし。

昔 神功皇后、新羅を征伐したまそんとて、丈夫

の御裝をあたまひ、自ら
大元帥となりて、筑紫北
和珥の津より、舟師を率
ゐて、直小攻め給ふ、新羅
王、皇軍は雄武ある小驚
き怖きて、敢て一戦ふも
及ばず、忽出で降りて、永
く日本の屬國とあらん
ことせ請ひ、今より後毎
年金銀綾羅の類を、船八

十艘小積みて獻ぞべーと誓へり、新羅をてにか
くれごとくありけりバ、其の隣國なる高麗百濟
も、皆風を望みて靡き伏して、三韓悉く平ぎけり
ぞ、皇后其の地小官司設置きて還り給ひぬ、是
より數百年間ハ、三韓我ガ國小貢船を絶たざり
き、我が皇威比雄大ふにて、國運の隆盛ありしこ
と、仰ぐ可きなり、尊もべきあり、

國ヲ愛スルハ、卽チ君ヲ愛スルナリ、

學小 日本脩身書卷六 終

明治二十六年九月五日印刷
全 年九月十日發行

定價金八錢五厘

編述者 稲垣千頴

東京市下谷區中御徒町三丁目三番地

發行兼 印刷者

三浦源助

東京市下谷區中御徒町三丁目三番地

版權
所有

賣捌所

成美堂支店

岐阜縣岐阜市米屋町廿二番戸

代理店

石井鉤三郎

大阪市東區備後町四丁目

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100